

諮問日：令和3年8月11日（令和3年度（情）諮問第14号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（情）答申第32号）

件名：神戸家庭裁判所において特定の団体が特定日に発送した特定の文書の受付に係る書面等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の団体が特定年月日発送の「苦情申し入れに関する照会書」上の文書の受付受領に決裁した書面及び回答した文書である回答書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、神戸家庭裁判所長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、神戸家庭裁判所長が令和3年6月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

1 開示を求める司法行政文書は、次の文書である。

- (1) 特定の一般社団法人の会長が、特定年月日付けにて、「NPO法人代表に対する苦情申し入れに関する照会」として受け付けた文書
- (2) 神戸家庭裁判所として、受領して回答する旨の決定を行った文書
- (3) 神戸家庭裁判所として、特定の一般社団法人に対して回答した文書

2 苦情申出人は、特定の団体から特定年月日に、神戸家庭裁判所に対して照会した旨の説明を受けている。また、神戸家庭裁判所総務課担当官への質問に対する回答は不誠実であった。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、『特定の団体が特定年月日発送の「苦情申し入れに関する照会書」』、「同照会書の受付受領に決裁した書面」及び「回答した文書である回答書」の開示を求めるものであるところ、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、特定の団体から、原判断庁に対して照会した旨の説明を受けている旨主張するところ、仮に、原判断庁が本件開示申出に係る文書を司法行政文書として作成又は取得していたとしても、原判断庁において保存中の司法行政文書に係る探索結果は1に記載したとおりである。また、廃棄に関する記録からは、本件開示申出に係る文書を廃棄していることが確認できなかった。

したがって、本件開示申出に係る文書については、原判断庁において実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年8月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 審議
- ④ 令和4年1月21日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件開示申出文書に関して、特定の団体から、原判断庁に対して照会した旨の説明を受けている旨主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断庁において本件開示申出文書を探索したが、保存中の司法行政文書としては存在せず、また、廃棄に関する記録においても、本件開示申出文書を確認できなかったとのことであり、その経緯に特段不自然な点は見当たらず、他に上記経緯を覆す事情も認められない。したがって、本件

開示申出文書については、原判断庁において実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成し、又は取得した後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、神戸家庭裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、神戸家庭裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、神戸家庭裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子